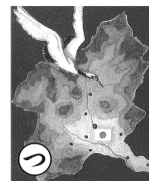




県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年3月31日（火） 第10384号

目 次

	ページ
規 則	
○群馬県医療法施行細則の一部を改正する規則（医務課）	2
○群馬県柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則（同）	14
○群馬県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（同）	14
告 示	
○環境基準に係る水域類型の指定等（環境保全課）	15
○土壤汚染対策法による区域の指定（同）	15
○道路の区域変更（道路管理課）	15
○同	16
○同	16
○道路の供用開始（同）	17
○道路の区域変更（同）	17
○同	17
○道路の供用開始（同）	18
○道路の区域変更（同）	18
○同	18
○道路の供用開始（同）	19
○同	19
○特定都市河川流域における基準降雨（河川課）	19
○都市計画事業の認可（都市整備課）	22
公 告	
○特用樹母樹林指定の解除（林政課）	22
○農地を利用する権利を設定する裁定（農業構造政策課）	23
○同	23
○同	24
○都市計画公園の決定に係る縦覧（都市計画課）	25
○都市計画道路の変更に係る縦覧（同）	25
○開発工事の完了（建築課）	25
選挙管理委員会告示	
○衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨の一部訂正	26
○参議院選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用収支報告書の要旨の一部訂正	26
議 会 訓 令	
○群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令（総務課）	28

規則

群馬県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第三十八号

群馬県医療法施行細則の一部を改正する規則

群馬県医療法施行細則（昭和四十二年群馬県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「及び助産所台帳（別記様式第二号）」を「助産所台帳（別記様式第二号）及びオンライン診療受診施設台帳（別記様式第二号の二）」に改める。

第四条の表中

政令第四条及び第四条の二第二項 省令第一条の十四 第四項及び第二 第三項	（病院・診療所・助産所）開設届出事項等 一部変更届	別記様式第 十一号
法第八条の二第二 項及び第九条第一 項	（病院・診療所・助産所）休（廃）止届	別記様式第 十二号
法第八条の二第二 項	（病院・診療所・助産所）再開届	別記様式第 十三号
法第九条第二項	（病院・診療所・助産所）開設者死亡（失 そう）届	別記様式第 十四号
法第八条第二項 省令第五条の二	オンライン診療受診施設設置届	別記様式第 十号の三
政令第四条及び第 四条の二第二項 省令第一条の十四 第四項及び第二 第三項	（病院・診療所・助産所）開設届出事項等 一部変更届	別記様式第 十一号
政令第四条第四項	オンライン診療受診施設設置届出事項一部 変更届	別記様式第 十一号の二
法第八条の二第二 項及び第九条第一 項	（病院・診療所・助産所）休（廃）止届	別記様式第 十二号

に

を

改める。

別記様式第一号中「またほ」を「又は」に、

年	月	日	年	月	日
年	月	日	年	月	日

を

オンライン診療の 実施	年	月	日	年	月	日
実施する・実施しない	年	月	日	年	月	日

に改める。

別記様式第二号の次に次の一様式を加える。

法第八条の二第二 項及び第九条第一 項	オンライン診療受診施設休（廃）止届	別記様式第 十二号の二
法第八条の二第二 項	（病院・診療所・助産所）再開届	別記様式第 十三号
法第八条の二第二 項	オンライン診療受診施設再開届	別記様式第 十三号の二
法第九条第二項	（病院・診療所・助産所）開設者死亡（失 踪）届	別記様式第 十四号
法第九条第二項	オンライン診療受診施設設置者死亡（失 踪）届	別記様式第 十四号の二

別記様式第2号の2（規格A4）（第3条関係）

オンライン診療受診施設台帳										No.		
名称					住所又は地							
設置の場所は ※車両の日常的な駐 車場所及び巡回 予定地区					設置者 氏名又は称							
設置届出日		年 月 日			設置者 氏名又は称		造		畳	建	建築面積	延面積
設置年月日		年 月 日			建又車 物は両						m ²	m ²
管理・運営者		氏名				車種		車名		車両番号		
届出等												
年 月 日		件		名		容						
・ ・												
・ ・												

別記様式第九号（その1）中「あて」を「宛」に改め、同様式（その2）中

備考

を

備考

11 オンライン診療の実施

（実施する・実施しない）

に改め、同様式（その3）中「11 添付書類一覧」を「12 添付書類一覧」に改める。

別記様式第十号（その1）中「あて」を「宛」に改め、同様式（その5）中

備考

を

備考

15 オンライン診療の実施

（実施する・実施しない）

に改め、同様式（その6）中「15 添付書類一覧」を「16 添付書類一覧」に改める。

別記様式第十号の二の次に次の様式を加える。

別記様式第10号の3（規格A4）（第4条関係）

オンライン診療受診施設設置届

年 月 日

群馬県知事 宛て

設置者 住所 〒
電話番号
氏名

（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

医療法第8条第2項の規定により、オンライン診療受診施設の設置を次のとおり届け出ます。

名 称	
設 置 の 場 所	〒 電話（ ） — 番
敷 地 の 面 積 及 び 平 面 図	（別紙の添付でも可）
建 物 の 構 造 概 要 及 び 平 面 図	（別紙の添付でも可）
（法人の場合） 定 款 、 寄 附 行 為 又 は 条 例	
（法人の場合） 管 理 ・ 運 営 責 任 者 の 氏 名 ・ 連 絡 先	電話（ ） — 番
設 置 年 月 日	年 月 日

（備考）

車両を届け出る場合、それぞれの欄には以下の内容を記載することとする。

- ・「設置の場所」の欄については、当該車両が日常的に駐車している場所及び巡回予定地区を記載すること。また、届出は巡回する地区を管轄する都道府県、保健所設置市又は特別区に提出すること。
- ・「敷地の面積及び平面図」の欄については、記載が不要であること。
- ・「建物の構造概要及び平面図」の欄については、当該車両の車種・車名・車両番号を記載すること。

別添様式第十一号（別添一）中「あて」や「宛て」は、

「□助産所に係る嘱託医師の住所若しくは氏名又は嘱託医師の勤務する病院若しくは診療所の所在地若しくは名称 □その他（ ）」

を

「□助産所に係る嘱託医師の住所若しくは氏名又は嘱託医師の勤務する病院若しくは診療所の所在地若しくは名称 □オンライン診療の実施 □その他（ ）」

に

「□管理者の住所又は氏名 □嘱託医療機関の所在地又は名称 □助産所に係る嘱託医師の住所若しくは氏名又は嘱託医師の勤務する病院若しくは診療所の所在地若しくは名称

を

「□管理者の住所又は氏名 □嘱託医療機関の所在地又は名称 □助産所に係る嘱託医師の住所若しくは氏名又は嘱託医師の勤務する病院若しくは診療所の所在地若しくは名称 □オンライン診療の実施

に改め、同様式の次に次の様式を加える。

別記様式第11号の2（規格A4）（第4条関係）

オンライン診療受診施設設置届出事項一部変更届

年 月 日

群馬県知事 宛て

設置者 住所 〒

電話番号

氏名

（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

医療法施行令第4条第4項の規定により、オンライン診療受診施設設置届出事項の一部変更に関して次のとおり届け出ます。

名 称		
設 置 の 場 所	〒 電話（ ） — 番	
変 更 事 項 ※該当する事項の□を■で示すこと。	☐ 施設の名称 ☐ 敷地の面積及び平面図 ☐ 建物の構造概要及び平面図 ☐ 定款、寄附行為又は条例 ☐ その他（ ）	
変 更 理 由		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 前 後 の 状 況	変更前	変更後

留意事項

敷地、建物に係る変更の場合については、変更前の平面図（変更部分を朱書等により明示したもの）及び変更後の平面図（変更内容を明示したもの）並びに構造設備の概要を示した書面を添付すること。

別記様式第十二号中「あて」を「宛て」に

（平成・昭和）

年 月 日

を

年 月 日

に改め、同様式の次

に次の一様式を加える。

別記様式第12号の2（規格A4）（第4条関係）

オンライン診療受診施設休（廃）止届

年 月 日

群馬県知事 宛て

設置者 住所 〒
電話番号
氏名

（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

医療法第8条の2第2項（又は第9条第1項）の規定により、オンライン診療受診施設の休（廃）止に関して、次のとおり届け出ます。

名	称	
所	在	地
		電話（ ） — 番
設	置	年 月 日
		年 月 日
休	（ 廃 ）	止 理 由
休	（ 廃 ）	止 年 月 日
		年 月 日
休	止	予 定 期 間
		年 月 日から 年 月 日まで

注 届出内容が休止又は廃止のいずれかに係るものであるのか、明らかとなるよう、様式中の不要文字を削除すること。

別記様式第十三号中「あて」を「宛て」に

（平成・昭和）

年 月 日

を

年 月 日

に改め、同様式の次

に次の一様式を加える。

別記様式第13号の2（規格A4）（第4条関係）

オンライン診療受診施設再開届

年 月 日

群馬県知事 宛て

設置者 住所 〒
電話番号
氏名

（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

医療法第8条の2第2項の規定により、オンライン診療受診施設の再開に関して、次のとおり届け
出ます。

名	称	
所	在	地
		電話（ ） ー 番
設	置	年 月 日
休	止	年 月 日
再	開	理 由
再	開	年 月 日

別記様式第十四号中「（病院・診療所・助産所）開設者死亡（失そう）届」を
「（病院・診療所・助産所）開設者死亡（失踪）届」と、「あて」を「宛て」と
「失そう宣告」を「失踪宣告」と

(平成・昭和)	年	月	日
---------	---	---	---

を

年	月	日
---	---	---

に改め、同様式の次

に次の一様式を加える。

別記様式第14号の2（規格A4）（第4条関係）

オンライン診療受診施設設置者死亡（失踪）届

年 月 日

群馬県知事 宛て

住 所
届出者 氏 名
開設者との続柄

医療法第9条第2項の規定により、オンライン診療受診施設の設置者の死亡（失踪宣告）に関して、次のとおり届け出ます。

名	称	
所	在	地
		電話（ ） ー 番
設	置	年 月 日
		年 月 日
設 置 者 の 氏 名		
死 亡 （ 死 亡 し た も の と み な さ れ た ） 年 月 日		年 月 日

注 この届出は、戸籍法の規定による届出義務者が行うものであること。

別記様式第十五号中「あて」を「宛て」に、

(平成・昭和) 年 月 日

を

年 月 日

に、

登録年月日：(平成・昭和) 年 月 日；登録番号：

を

登録年月日：

年 月 日；登録番号：

に改める。

別記様式第二十六号の二(その1)中「あて」を「宛て」に改め、同様式(その4)中「第2条第17項」を「第2条第18項」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第三十九号

群馬県柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則

群馬県柔道整復師法施行細則(昭和四十五年群馬県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を次のように改める。

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード

第五条第一項第四号を削り、同項第五号中「国民年金法」を「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十号)第二条の規定による改正前の国民年金法」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第四十号

群馬県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

群馬県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則(昭和五十八年群馬県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号を次のように改める。

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード

第五条第一項第四号を削り、同項第五号中「国民年金法」を「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和二年法律第四十号)第二条の規定による改正前の国民年金法」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部

■ 告 示

◎群馬県告示第94号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型を次のとおり指定する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「告示」という。）の別表2に掲げる類型をいう。）を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

別表

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間
ハッ場ダム貯水池 （ハッ場あがつま湖）（全域）	湖沼Ⅰ（水素イオン濃度については、当分の間適用しない。）	イ
	湖沼Ⅱ（全窒素については、当分の間適用しない。）	イ
	湖沼生物Ⅰ	イ

備考

- 1 該当類型の欄中「湖沼Ⅰ」は告示別表2の1の(2)のアの表に掲げる類型を、「湖沼Ⅱ」は告示別表2の1の(2)のイの表に掲げる類型を、「湖沼生物Ⅰ」は告示別表2の1の(2)のウの表に掲げる類型を示す。
- 2 達成期間の欄中「イ」は、「直ちに達成」を示す。

◎群馬県告示第95号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 指定する区域 富岡市富岡字蛾成地1722番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

◎群馬県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課、群馬県渋川土木事務所及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	353号	渋川市渋川字関下1198番の1地先から同市村上字堀ノ内3240番の1地先まで	前	8.6～82.1 8.0～74.0	12819.7 10948.3
			後	13.5～74.0	15239.7

◎群馬県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課、群馬県渋川土木事務所及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	渋川東吾妻線	渋川市中村字中島599番の2地先から吾妻郡東吾妻町大字箱島字的場1198番の1地先まで	前	7.9～86.0	12804.8
			後	7.9～86.0 8.6～82.1	8165.9 15303.1

◎群馬県告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	渋川下新田線	利根郡みなかみ町下津字原田3045番の2地先から同郡同町上津字田中2395番の1地先まで	前	7.6～13.7	668.6
			後	10.4～16.2	668.6

◎群馬県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	渋川下新田線	利根郡みなかみ町下津字原田3045番の2地先から同郡同町上津字田中2395番の1地先まで	令和8年3月31日

◎群馬県告示第100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県安中土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	吉井安中線	安中市大谷字新山1234番の1地先から同市同字同1235番の2地先まで	前	19.0～24.8	57.2
			後	13.9～22.0	57.2

◎群馬県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	小日向沼田線	利根郡みなかみ町上津字田中2395番の1地先から同郡同町下津字大改戸3587番の1地先まで	前	7.6～13.7	745.7
			後	10.4～16.2	745.7

◎群馬県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	小日向沼田線	利根郡みなかみ町上津字田中2395番の1地先から同郡同町下津字大改戸3587番の1地先まで	令和8年3月31日

◎群馬県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	香林羽黒線	伊勢崎市曲沢町750番の14地先から同市三和町3465番の1地先まで	前	8.0～28.8	4339.8
			後	8.0～28.8 10.2～65.0	4339.8 5071.1

◎群馬県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	麦倉川俣停車	邑楽郡明和町斗合田140	前	9.1～15.5	434.3

	場線	番の8地先から同郡同町下江黒560番の11地先まで	後	11.1～18.7	434.3
--	----	---------------------------	---	-----------	-------

◎群馬県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	麦倉川俣停車場線	邑楽郡明和町斗合田140番の8地先から同郡同町下江黒560番の11地先まで	令和8年3月31日

◎群馬県告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県高崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	長野原倉渕線	高崎市倉渕町川浦字木ノ下610番の1地先から同市同字桑本442番の1地先まで	令和8年3月31日

◎群馬県告示第107号

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）第9条第2項の規定により、令和5年群馬県告示第307号で指定した特定都市河川流域における基準降雨を次のとおり定め、令和8年4月1日から施行する。

なお、特定都市河川流域における基準降雨の告示（令和5年群馬県告示第308号）は、令和8年3月31日限り廃止する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 基準降雨（太田市及び大泉町）

降雨波形：中央集中型

24時間総雨量：211.4mm

生起確率：10年に1度

最大降雨強度(1時間)：71.5mm/h

最大降雨強度(10分間)：167.5mm/h

時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)
0	0-10	2.60	6	0-10	4.44	12	0-10	84.70	18	0-10	4.30
	10-20	2.63		10-20	4.54		10-20	46.40		10-20	4.21
	20-30	2.66		20-30	4.64		20-30	32.85		20-30	4.13
	30-40	2.69		30-40	4.75		30-40	25.77		30-40	4.05
	40-50	2.72		40-50	4.87		40-50	21.37		40-50	3.97
	50-60	2.75		50-60	4.99		50-60	18.37		50-60	3.90
1	0-10	2.78	7	0-10	5.12	13	0-10	16.17	19	0-10	3.83
	10-20	2.81		10-20	5.26		10-20	14.49		10-20	3.76
	20-30	2.85		20-30	5.41		20-30	13.16		20-30	3.70
	30-40	2.88		30-40	5.57		30-40	12.08		30-40	3.64
	40-50	2.92		40-50	5.74		40-50	11.18		40-50	3.58
	50-60	2.95		50-60	5.92		50-60	10.43		50-60	3.52
2	0-10	2.99	8	0-10	6.12	14	0-10	9.78	20	0-10	3.47
	10-20	3.03		10-20	6.33		10-20	9.21		10-20	3.41
	20-30	3.07		20-30	6.56		20-30	8.72		20-30	3.36
	30-40	3.11		30-40	6.81		30-40	8.28		30-40	3.31
	40-50	3.15		40-50	7.08		40-50	7.89		40-50	3.26
	50-60	3.20		50-60	7.38		50-60	7.54		50-60	3.22
3	0-10	3.24	9	0-10	7.71	15	0-10	7.23	21	0-10	3.17
	10-20	3.29		10-20	8.08		10-20	6.94		10-20	3.13
	20-30	3.34		20-30	8.49		20-30	6.68		20-30	3.09
	30-40	3.39		30-40	8.96		30-40	6.44		30-40	3.05
	40-50	3.44		40-50	9.49		40-50	6.22		40-50	3.01
	50-60	3.49		50-60	10.09		50-60	6.02		50-60	2.97
4	0-10	3.55	10	0-10	10.79	16	0-10	5.83	22	0-10	2.93
	10-20	3.61		10-20	11.61		10-20	5.65		10-20	2.90
	20-30	3.67		20-30	12.60		20-30	5.49		20-30	2.86
	30-40	3.73		30-40	13.79		30-40	5.33		30-40	2.83

	40-50	3.80		40-50	15.28		40-50	5.19		40-50	2.80
	50-60	3.86		50-60	17.19		50-60	5.06		50-60	2.76
5	0-10	3.94	11	0-10	19.74	17	0-10	4.93	23	0-10	2.73
	10-20	4.01		10-20	23.34		10-20	4.81		10-20	2.70
	20-30	4.09		20-30	28.83		20-30	4.70		20-30	2.67
	30-40	4.17		30-40	38.35		30-40	4.59		30-40	2.64
	40-50	4.25		40-50	59.43		40-50	4.49		40-50	2.61
	50-60	4.34		50-60	167.53		50-60	4.39		50-60	2.59

2 基準降雨(千代田町)

降雨波形: 中央集中型

24時間総雨量: 153.2mm

生起確率: 10年に1度

最大降雨強度(1時間): 62.9mm/h

最大降雨強度(10分間): 168.6mm/h

時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)	時	分	降雨強度 (mm/h)
0	0-10	1.56	6	0-10	2.74	12	0-10	72.64	18	0-10	2.65
	10-20	1.57		10-20	2.81		10-20	35.80		10-20	2.59
	20-30	1.59		20-30	2.88		20-30	24.15		20-30	2.54
	30-40	1.61		30-40	2.95		30-40	18.39		30-40	2.49
	40-50	1.63		40-50	3.03		40-50	14.95		40-50	2.44
	50-60	1.65		50-60	3.11		50-60	12.65		50-60	2.39
1	0-10	1.67	7	0-10	3.19	13	0-10	11.01	19	0-10	2.35
	10-20	1.69		10-20	3.29		10-20	9.77		10-20	2.30
	20-30	1.71		20-30	3.39		20-30	8.80		20-30	2.26
	30-40	1.73		30-40	3.49		30-40	8.02		30-40	2.22
	40-50	1.76		40-50	3.61		40-50	7.37		40-50	2.18
	50-60	1.78		50-60	3.73		50-60	6.84		50-60	2.14
2	0-10	1.80	8	0-10	3.86	14	0-10	6.38	20	0-10	2.11
	10-20	1.83		10-20	4.00		10-20	5.99		10-20	2.08
	20-30	1.85		20-30	4.16		20-30	5.64		20-30	2.04
	30-40	1.88		30-40	4.33		30-40	5.34		30-40	2.01
	40-50	1.91		40-50	4.51		40-50	5.07		40-50	1.98
	50-60	1.94		50-60	4.72		50-60	4.83		50-60	1.95
3	0-10	1.96	9	0-10	4.95	15	0-10	4.61	21	0-10	1.92

	10-20	1.99		10-20	5.20		10-20	4.42		10-20	1.89
	20-30	2.03		20-30	5.49		20-30	4.24		20-30	1.87
	30-40	2.06		30-40	5.81		30-40	4.08		30-40	1.84
	40-50	2.09		40-50	6.18		40-50	3.93		40-50	1.82
	50-60	2.13		50-60	6.60		50-60	3.79		50-60	1.79
4	0-10	2.16	10	0-10	7.09	16	0-10	3.67	22	0-10	1.77
	10-20	2.20		10-20	7.68		10-20	3.55		10-20	1.74
	20-30	2.24		20-30	8.39		20-30	3.44		20-30	1.72
	30-40	2.28		30-40	9.25		30-40	3.34		30-40	1.70
	40-50	2.32		40-50	10.35		40-50	3.24		40-50	1.68
	50-60	2.37		50-60	11.77		50-60	3.15		50-60	1.66
5	0-10	2.41	11	0-10	13.70	17	0-10	3.07	23	0-10	1.64
	10-20	2.46		10-20	16.48		10-20	2.99		10-20	1.62
	20-30	2.51		20-30	20.86		20-30	2.91		20-30	1.60
	30-40	2.57		30-40	28.78		30-40	2.84		30-40	1.58
	40-50	2.62		40-50	47.72		40-50	2.78		40-50	1.56
	50-60	2.68		50-60	168.59		50-60	2.71		50-60	1.55

◎群馬県告示第108号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、吉岡都市計画事業を令和8年3月31日、次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 施行者の名称 吉岡町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 吉岡都市計画公園事業 4・3・1号 よしおか温泉公園
- 3 事業施行期間 令和8年3月31日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 群馬県北群馬郡吉岡町大字漆原字天神東地内
 - (2) 使用の部分 なし

■ 公 告

皆伐により母樹林としての機能が消失したことから、特用樹母樹林の指定を次のとおり解除する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

指定 番号	樹種	所在場所	本数 (本)	面積 (ha)	所有者住所	所有者氏名	指定年月日
群特母 2-1	こなら	利根郡利根村追貝上野 原1300番地	171	0.45	利根郡利根村 追貝79番地	星野和祐	平成3年1月7日
群特母 54-2	こなら	渋川市川島南大輪原2 045番地	750	0.62	渋川市川島1 217番地	浅見明	昭和55年1月17日

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があり、同条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の情報
渋川市赤城町北赤城山字赤城山 13番62	畑	611	（亡）金子稔

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和8年5月1日	令和18年4月30日まで （10年間）	61,100円 （年額10,000円／10 a）

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

農地を利用する権利が設定された者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
公益財団法人群馬県農業公社	横室光良	前橋市総社町総社2326番地2

4 補償金の支払の方法

上記2の農地を利用する権利の始期までに前橋地方法務局本局に補償金を供託する。

5 その他

農地の所有者等は、前橋地方法務局本局において、供託された補償金の還付を請求することができる。

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があり、同条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の情報
昭和村大字川額字赤城山3921番	畑	1,408	（亡）山口四重五郎

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和8年5月1日	令和18年4月30日まで （10年間）	90,850円 （年額6,453円／10a）

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

農地を利用する権利が設定された者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
公益財団法人群馬県農業公社	横室光良	前橋市総社町総社2326番地2

4 補償金の支払の方法

上記2の農地を利用する権利の始期までに前橋地方法務局沼田支局に補償金を供託する。

5 その他

農地の所有者等は、前橋地方法務局沼田支局において、供託された補償金の還付を請求することができる。

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定による農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請があり、同条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により農地を利用する権利を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山 本 一 太

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積（㎡）	所有者等の情報
昭和村大字川額字赤城山3981番	畑	991	（亡）藤川彌喜千
昭和村大字川額字赤城山3995番	畑	991	（亡）金子稔

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃借権	令和8年5月1日	令和18年4月30日まで （10年間）	127,880円 （年額6,453円／10a）

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

農地を利用する権利が設定された者の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
公益財団法人群馬県農業公社	横室光良	前橋市総社町総社2326番地2

4 補償金の支払の方法

上記2の農地を利用する権利の始期までに前橋地方法務局沼田支局に補償金を供託する。

5 その他

農地の所有者等は、前橋地方法務局沼田支局において、供託された補償金の還付を請求することができる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、吉岡都市計画公園の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

- 都市計画の種類及び名称 吉岡都市計画公園 (1) 3・3・1号 下八幡はるかぜ公園 (2) 4・3・1号 よしおか温泉公園
- 都市計画の決定年月日 令和8年3月17日
- 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び吉岡町建設課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、吉岡都市計画道路の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

- 都市計画の種類及び名称 吉岡都市計画道路 (1) 3・4・6号 溝祭北下線 (2) 3・4・5号 宮田大藪線 (3) 3・5・12号 池端南下線 (4) 3・6・13号 大久保南下線
- 都市計画の変更年月日 令和8年3月17日
- 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び吉岡町建設課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和8年3月31日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	安中市安中二丁目字町北2926-1、292	安中市安中一丁目23番13号

6-4、2946-3、2946-4、2950-2、字地尻2519-5	安中市長 岩井均
------------------------------------	----------

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出された令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用収支報告書について、候補者長谷川嘉一の出納責任者木村和子から訂正の報告があったので、選挙運動費用収支報告書の要旨（令和7年群馬県選挙管理委員会告示第31号）の一部を次のとおり訂正する。

令和8年3月31日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
候補者長谷川嘉一の第1・2回報告分の支出	候補者長谷川嘉一の第1・2回報告分の支出
支出	支出
（略）	（同左）
広告費 <u>804,323 円</u>	広告費 <u>589,919 円</u>
（略）	（同左）
今回計 <u>5,088,905 円</u>	今回計 <u>4,874,501 円</u>
総計 <u>5,088,905 円</u>	総計 <u>4,874,501 円</u>

◎群馬県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出された令和7年7月20日執行の参議院選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用収支報告書について、候補者井田雅彦の出納責任者井田雅彦から訂正の報告があったので、選挙運動費用収支報告書の要旨（令和7年群馬県選挙管理委員会告示第79号）の一部を次のとおり訂正する。

令和8年3月31日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
候補者井田雅彦の第1回報告分の収入	候補者井田雅彦の第1回報告分の収入

収 入			収 入	
<u>主たる寄附</u>				
<u>（氏名・団体名）</u>	<u>（職業）</u>	<u>（寄附額）</u>		
井田雅彦後援会		3,000,000 円		
その他の収入		302,438 円	その他の収入	302,438 円
今回計		3,302,438 円	今回計	302,438 円
総 計		3,302,438 円	総 計	302,438 円

■ 議会訓令

群馬県議会訓令第2号

議会事務局

群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

群馬県議会議長 井下 泰 伸

群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年群馬県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第三条第十六号中「第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
